

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安城市長 三星 元人

市町村名 (市町村コード)	安城市 (23212)
地域名 (地域内農業集落名)	新田町農用地利用改善組合 (新田、弁天)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月8日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・令和6年3月新作成図面安城農業振興地域整備計画について
白地→農用地であるが振興地域界⇒家族分家とサービス業の地区
黄地→農業地域専用として、食・文化として生産地とする。厳守する。
- ・県道沿線から50mはサービス業又は分家として活用

(2) 地域における農業の将来の在り方

現状は稲作・麦・大豆であり状況を注視し対応するが、今後必要とされる土地状態に対応する作物を考えている。地場産のイチジク又はキャベツ・里いも・きゅうりのハウス栽培

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手を中心に農地利用最適化推進委員と農地相談員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際農用地利用改善組合及び相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組方針
検討予定なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる指導サービス、JAへの委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】